

香芝市告示第118号

滞納処分停止通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、国民健康保険法（昭和32年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、本市健康福祉部国保医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和8年5月15日

香芝市長 三橋和史

送達を受けるべき者
略